

資料6 箱根地域における広告物の審査基準（概要）

	自己営業表示看板				歓迎塔 (新設は不可)	標識類			案内図 解説板
	建物を利用する もの	独立して設置す るもの	ガソリンスタン ド等の特殊看板	のぼり		地域名を表示す るもの	一般店舗・営業 所・旅館の類	保養所・寮の類	
表示面積	5㎡以下	3㎡以下		1.5㎡以下	5㎡以下	0.75㎡以下	0.6㎡以下	0.2㎡以下	5㎡以下
合計表示面積	10㎡以下（同一敷地・同一場所内の合計）					10㎡以下（複数の内容を表示する広告物等の合計）			10㎡以下（複数の内容を表示する広告物等の合計）
高さ	屋根の最高部以下	3m以下	5m以下	3.6m以下	5m以下				4m以下
縦幅						0.5m以下	0.4m以下	0.2m以下	
横幅	自由	2m以下	自由		3m以下	1.5m以下	1.5m以下	1m以下	3m以下
数	1方向1カ所	1営業所1カ所	1営業所1カ所	2本以内		主要進入路1カ所	主要進入路1カ所	専用進入路1カ所	
電灯	白色系のもの。ただし点滅入りは禁止								
材質	自由	自由	自由	自由	自由	自由	自由	自由	自由
色彩	緑・白・茶・黒のうち3色以内	緑・白・茶・黒のうち3色以内とし、原則として茶地に白文字	緑・白・茶・黒のうち3色以内	緑・白・茶・黒のうち3色以内	緑・白・茶・黒のうち3色以内	原則として茶地に白文字	原則として茶地に白文字	茶地に白文字	事務所で指導を受けること
規模									
定義	自己営業表示板とは、自己の住宅・店舗・営業所または事業所に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するものをいう				歓迎塔とは、公園区域を訪れた人々に対して歓迎の意を表するものをいう。	標識類とは各施設や各地域の方向、位置等を示すもので交差点や取付道路の入口に設置するものをいう。			案内図とは、道路、地名、名所、旧跡、建物などをわかりやすく地図上に明記したものをいう。